

大阪府理学療法学術大会への協賛に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、大阪府理学療法学術大会（以下、大阪学会）への協賛に関して、必要な事項を定めるため、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、当センター）と公益社団法人大阪府理学療法士会（以下、府士会）が作成したものである。

(基準)

第2条 大阪学会の趣旨に賛同し、協賛募集概要の内容に基づき協力・援助いただける場合に承諾される。協賛の目的および内容が、次の（1）にあげるいずれかに該当し、かつ（2）にあげるいずれにも該当しないことを基準として、（3）の項目を参考に判断する。

(1) 承諾することができる場合

- ア 大阪学会の参加者の人格、倫理の高揚に努め、学術技能を研鑽し、理学療法技術の資質向上に貢献すると認められるとき
- イ 当センターおよび府士会員にとって有益であること

(2) 承諾できない場合

- ア 政治および宗教活動だと認める場合
- イ 対象が極めて限定されていると認められるとき
- ウ 現在および将来において理学療法士の職域との共存が困難であると認められるとき
- エ 当センターおよび大阪府士会の目的と事業内容に反したものであると認められたとき

(3) その他の承諾基準

- ア 過去に協賛をした企業については、承諾条件が遵守されているものであること

(協賛方法)

第3条 協賛の方法は次の通りとし、大阪学会の募集要項に記載する。

(1) 企業展示

- ア 無人での展示も認めるがブース位置の指定はできない
- イ 求人や大学院募集の出展は排除しない（ただし、求人は大阪府下の施設に限定する）

(2) 大会抄録集への広告掲載

(3) 大会ホームページへの広告掲載（詳細については「大阪学会ホームページへの掲載規程」を参照のこと）

(4) 協賛セミナー（モーニングセミナー・ランチョンセミナー・イブニングセミナー）

ア 企画演題およびシンポジウムに影響しない大会プログラムとすること

イ 参加者が見込める大会プログラムとすること

(5) 幕間広告

(6) 協賛費については理事会にて決定し別途定める。

(補則)

この規程に定めるもののほか、大会の協賛に関し必要な事項は理事会の決議を経て理事長が定める。この規程は理事会の決議を経なければ変更することができないものとする。

(附則) 本規程は、令和6年8月13日から施行する。